

津輕藩林政と入会地について(下)

長内 鉄也

三、官山管理と入会利用

宝暦度の林制の改革及び明和度の槍山制度を中心に考察してみたい。

宝暦度の改革は乳井賣によつて行われたものであつた。前述した如く宝永年向山方役を創設し、正徳五年六月には御山方役所を創設して大目付支配となし、山下村に番所を置き、山役人を置いて山を管理させた。

然るにこの同宝暦年間に至るまで、山役人の待遇甚しく柴、笹草でも売り払われ、賄賂をとり、諸山伐尽の形となり、このような状態を無視できず宝暦三年十二月に所々の山役人を引き払い、翌年二月に百余人の役人を全部罷退し、これより諸

山の取締りを山下村々に板押ししたのであつた。

一、宝暦三癸酉年十二月下旬所々山役人引掛被仰付此御新山所々山役人番所多く有之山役人殊々外編袋取道或は雪崩に墜ち共杯取取山師共々頭取主を策々中題山下村々二初巻駄二付何今此山官口を取來強之類々て売掃諸山悉切盡したり或は雪二、三百人共々山役人永々御眼支々ハ山下村々取掛二被仰付候

一、宝暦三癸酉年十二月下旬日御山方役所引取御調方支配被仰付吟味役役人違方二人御勘定所之内御方役所ニテ取調候事
 一、同宝暦三癸酉年十二月下旬所々所役番所拾式々所石堀所相掛候山役人不被引取被仰付候事
 一、同宝暦三癸酉年十二月下旬所々所役番所拾式々所石堀所相掛候山役人不被引取被仰付候事

夫又取枝方之薪共代官へ被仰付候事

即ち山役人が本山を監督していても相半量の盗

伐があり、更に山役人の指任で荒廃山が多く努力が上がないので、山下村へ責任を負わしめているのであるが、実質的には山下村民に解放したも同様であつたと思われる。

即ち山下村民をして山火事防禦、盗伐等を奮守させ、その代償として根柴、枯枝、用枝等の産物を自由に刈りとらせただのであり、彼らが自分たちの山林野として利用する利己心に訴えて山林の回復を図ろうとしたと思われる。これを見縞山制度と称して居り、これ以後安永八年、寛政九年に至りてこの制度がいよいよ完備して来るものと思われる。

然らばこの見縞山制度なるものは、どのような内容を有するものであつたか。

一見縞山

御本山之内伐尽跡爲見縞山守 = 被仰付盛水 =

相成候方見縞ト申候隨テ依テ伐木願申出時

ハ見縞之成功 = 依テ御沙汰被仰付候事

一見縞山伏荒等荷之候ハハ右見縞山御取上被仰付候

この見縞制度には見縞山、仕立見縞山の別あり、

見縞山は伐採地跡に自生せる雑樹或は樹蔭方で栽植した保護畜守に當り、山村村民の一人もしくは全村或いは數ヶ村に命じて、数年後に至りその勤勞を確認して、將來至望上の時害にならざる限り、報酬として自家用材他副産物の無料採集を許可したもので、用枝に対しては代金を上納せしめた。

仕立見縞山は人民の請願により官山の伐採地跡、又は空地に自費植栽を頼い出て許可を得たものである。成功検査を受けて初めて、仕立見縞山なる證文を下附される。而して荒實濃淡は自由に行わしめず、立木伐採に當りては、その部廢落より許可を得、伐木は全て漆の鐘印を押した後に売買、使用を許可したのである。濫用として利用した時は代金を下附せず、用枝の伐採には拙役を払つて居る。

この見縞山制度はすでに元和二年に定められて居るものであり、宝曆年代に至りて山林回復のため

め大きく取りあはられて来た款であるが、更に空永年向に至りて見継制度が更に発展しているのである。即ち宝暦三年山役人を免職したが、宝暦十二年二月十五日には又古来の通り山方役所を作り、山役人芝脇道番所四ヶ所、山方番所十ヶ所に脇道番人、山役人を派遣しているのである。所が安永八年前々に派遣した山役人番所を引取り、諸組より加等の者も残り本引取り本役の者はかり弘前費に仰付けている。そしてマ々見継取締について令を発している。

- 一 山下村及組合相定代官ニテモ山方吟味役全意引担御締台意度相立候様被仰付候
- 一 古文年被仰付候趣後浮油川組代官竹内長右衛門御締方存寄申出御任に被仰付候通代官ニテモ山方吟味役同意御山見継御締方引担山下庄屋五人組意ケ組切村組合沢割預相立見締御締方仕左荒等有之候ハハ其組合村々澤割預当村處越妻被仰付候事

かくの如く代官も山方吟味役と同様御山見継取締方之引受け、山麓立屋、五人組中一組として

村組合の派を預つて見継取締の任に当たつていたのである。盗伐又は沢割当村の越度として管理保護の任はとかれ、伐採の持権が没収されるのである。

更に安永度の令に次いで、寛政九年に至り藩より「寛政御仕向之覚」が発布され、山林について諸山仕向之趣の中でマ々山役人等引捕ひ御本山某の他を山下村々見継としている。そして見継の責任を五軒組合に預わしめていたのである。

- 一 惣御山下村々一統見継被仰付候向盗杣等無之様五軒組合友々吟味之上仕立いたし候様若くは御締有之節ハ村役戸村中より過料上納被仰付候
- かくの如くして空暦度の見継制度から安永度、更に寛政度に至りてこの制度が完備して来ると思われる。
- 「入合権とは一定の地域の住臣が慣習によりて一定の山林原野水面に立入、使用、収益することを含むとする権利であつて、目的物は、株、肥草等の雜草、落葉、枯枝等の新伐、萱、あし、竹等の家俵用材、薪炭用材、石炭、わらび、くも、た

けのこ等林野の副産物の採取である」と規定して
いる如く、津軽藩に於ける見縊山たる本山管理、
使用を入会利用と、規定してよいであろう。入会
地には、個人持の山又御林又官山に入会する場合も
あり、前述した岩木山境内の入会利用でのものも
見縊制度によるものであることは明らかである。
今寛政九年の「岩木山境内小沢分帳」の資料を
見ると

一船打沢（高杉組八幡村、藤代組土堂村）

駒越組松代村

宝曆年中まで右ニケ村榎紫伐等ニ申付候得共
安永年中も出入有之松代村見縊之上箇山ニ申
付御座候

とある如く岩木山境内の入会利用は見縊制度によ
るものである。小野武夫氏は津軽藩の入会地の名
称を「見縊山」であるとしているが、岩木山境内
入会利用よりして、津軽藩見縊山を入会地である
と規定してよいであろう。かくの如く見縊山制度
は、官山の管理を農民に委せ一村或は数村に見縊
させる訳であり、これらの見縊山は村内入会地と

しても上を採取し、藩に於いては山林の後退を防
ぐとしていた訳である。しかし全部の見縊山が
農民の使用収益した山林とは、限らず、まだ官山
としての性格をもつたものが多くあり、入会利用
の弱かったものもあつたと思われる。これらは後
に入会利用の歴史的証跡の薄弱により国有林に編
入されることになるのであり、岩木山麓の如く、
旧時代から判然とぞの利用が認められていたもの
は（小沢分帳による入会利用）明治政府と云ふと
もでの山林の所有を山下村々に認めざるを得なかつ
た。

信政以来林政回復、及び榎林に非常なる努力を
して、山林を大切にすべきことを命じて来たが、
諸種の事情から山林を回復することが出来ず、宝
暦年間本山管理を山下見縊としたのであるが、急
変には回復しなかつた。かくの如き状態からして
藩に於いては、明和八年三月六日「仕立山方役所
」を創設し、松山の町村有、個人有を認めるに至
つた。

さて松山制度と云うのは、どうゆゑの制度であつ

たであるうか。

一 柵山

空地見立諸木植付候得共願により御宇入之上
 三百坪壹分宛積ヲ以御役錢上納被仰付御證文
 波下置候ニ付自分持指ニ相成候向御用木伐取
 之節御代錢被下置部尤三百坪一分三千坪ニ付
 壹々三百坪拾丈目限り其余何程場立候テモ御
 役錢御免之寺尤御宇入之節ハ山方締役勘定人
 郡所惣書三役出会ニテ東西何百向南北何百向
 卜向謝マドテ零疊平均構線并數改之事^也
 柵山ニ伐荒膏之候ハハ御證文之通石山御取上被
 仰付候事

柵山付すまに元和二年に定められたものであり、
 空地に自力で植栽し、三百坪で地分の御役錢を上
 納し、代錢売却は藩の許可を得、これから御用材
 を伐取する時は代錢を下附される。更に柵山と云
 うのは私売山のことであるが、荒廃させた時はこ
 れを取り上げることになっていたのである。

七で昭和八年に至りて、今までの柵山制度に於
 いては、その結果、朽木の上がらがないことを認め

たのか、町村有、個人有の柵山制度を認めるに至
 るのである。

一 諸山仕立之儀林場並除一村申合或ハ一人ニテ
 モ諸木仕立山町申付事尤遠村は山下村より組
 合に仕立方可申付事

一 在々にて肯得之者人別裸山割合早速成功相立
 候様仕立可申付事

一 弘前丸瀬六吉共仕立願申出候はげ可申付候事

一 山邊之村又ハ川原地空地田畑堰畦等造柳其外

並木植付可申付事

一 唐竹矢竹苦竹比竹ニテ茂竹藪竹仕立場所見分

申出及才可申付事尤荒地等仕立之儀古周断

一 田畑之内年々荒廢等ニ罷成悪地永荒に相成候

分申出候ハハ吟味之上拾ヶ年休ニテ諸木仕立

可申付事

一 但古田畑荒廢所並川原地空地村邊場所十ヶ年

過候ハ八百坪ニ付米一升宛上納可申付事田畑

堰畦之儀ハ御用給之^也事

右左邊地拾ヶ年迄尙急廢仕立候様拾ヶ年過候ハ

一八三百坪ニ付一分宛錢納被仰付候尤古仕立之分

ハ銘々持世田畑同様藤茂代取商売勝手次子孫
永々壽安堵面奉行印形證文被下置候向古場所ハ
差障候者有之候ハハ吟味之上意度可申付事

古々證文印付候向此旨可被仰付候 以上

四月 凱奉行 海老名彌門

勘定奉行 野呂勘左衛門(り)

抱山と云うのは元來私有山であり、この資料中、

田圃同様藤茂代取商売勝手としてゐる如く、伐採、

仕立意任の制限を除いては、全く持主の自由にな

る山林であつたと思われる。(寸でに明和年間

に於いては、田畑の産賣が黙認されているらしい)

かくの如き抱山の助村有、個人有が認められ、

藩で奨励するに至つた結果、助村有、個人有の抱

山が記述に多岐現われ、領民に歓迎せられたと

窺われる。享和元年十一月には、新任立村中抱山

に於いて、寄揚證文を下附しているのが見えてい

尾崎組 山手邊證文

覽

石巻出口年次略文

一仕立山一ヶ所、但長四百間、幅三百間、
此坪 拾貳万坪 御役 拾之目

古者豊長年依頼来已年方富年運拾々耳休ニ而

抱山被仰付候年季明御見分請三百歩處分宛錢

納被仰付候尤場所一團ニ而場左之仕立ニ付拾

町歩分御役上納其餘者御役御免ニ被仰付候盛

木^二碩代盡相成不申候様代取商賣勝手次子被仰

付候事

附御用分ニ而抽取被仰付候節ハ御直役ニ而

御覽上被仰付候自分入用諸材木抽取之人更

度々御証印入被仰付候節

古々運新任立山村中抱山被下置候向百姓共永

々壽安堵仍而地件

明和九年十一月

榎森法衛門 印

木村勘太夫 印

三上庄左衛門 印

中畑八之丞 印

尾崎組

唐竹村中江

沖鏡村中江

右之通承届者也

新館村

海老名彌門

⑩

以下略(十二人分)

更に又安永元年には、横内組の「柵山元帳」なるものがあり、横内村中、横川村の四五左衛門・桑畑村の久兵衛、久佐衛門、吉三郎、藤助、桑畑村中二ヶ所、桑畑村の久兵衛五ヶ所が記載されて居り

坪合

惣計三拾三万七千七百五拾坪

御役銀拾文目

又別百十二町五反八畝歩

かくの如く横内組の柵山面積は莫大なものであり、その他断村の村中柵山、仕立山、個人の柵山等が、日東林制史資料(弘前藩)に於いて安永以降数多く記録されているのである。しかし柵山はこの地所に於いて申請しても許可になる訳でなく、藩で柵山設置を認められない場所もあった。

寛政九年に諸山御仕向を発して、山林の改革を

行っているが、柵山のことに於いて触れ、自然生の林野地を仕立林野地であると偽りて、柵山に申請するものがあり、年を経ると、その自然生か仕立地かの判別がつかないので、以後、木種時付野山へ植付けける時は、其場所を申出さ根柢したる山方が検分し、数年後に謄文を下附し、数年の内に仕立をしなければ取りあげることになっている。

かくの如く柵山は、村中柵山、個人柵山があり、今日入会地として権認されるもの多くは柵山であると言われるが、先の尾崎組の柵山は今日に於いても部落有地として存在が確認されて居り、村中柵山に於いては、村落の共同收益地として利用されたことは十分考えられることであり、その限りに於いては柵山を入会利用地と規定してもよいと思われる。このように柵山は山林の後退を防ぎ、その回復を図るために、林野地を農民の私有に帰せしめ、農民はこれら柵山を個人有けさておいても、村有柵山を入会利用地として利用し、山林の管理、保護に当つたものと思われる。

① 正徳五末年山方被差立候節山方誓固并並山役

人共百四十人被仰付候御郡中山下村々へ山方

番所貳拾三ヶ所賜道番所九ヶ所都合三拾三ヶ所

二山下村所又山方番所へ山役人被居置御山之丈

配被仰付候

② 宝曆三年日記、平山年代記四

(日本林政史資料弘前藩)

③ 旧弘前藩山林法 (山方取扱最初之事)

註の資料よりすれば、宝曆四年二月に山下村

に取遣りを任せれたことなるが、註の資料

よりすれば宝曆五年となっている。ここに

於いては、藩日記の方を探ることにする。

④ 郷土史(うとう二十四巻)

津軽藩林政に於ける五人組制度 着倉彌八

⑤ 旧弘前藩山林法 (古来定法之覺)

元和二年被仰付候

⑥ 旧弘前藩山林法

⑦ 旧弘前藩山林法

⑧ 宝曆十二年日記 (日本林政史資料弘前藩)

⑨ 宝永八年日記 (日本林制史資料弘前藩)

旧弘前藩山林法

⑩ 旧弘前藩山林法

⑪ 寛政九年日記 (日本林制史資料弘前藩)

⑫ 末弘繁太郎、田中耕太郎「法律学大辞典」入会校参照

⑬ 郷土史研究講座「第四卷十九頁」(部落有林野史)

⑭ 宮下利三「岩木山麓の採草地に於いて」

⑮ 明和八年日記 (日本林制史資料弘前藩)

⑯ 旧弘前藩山林法

⑰ 旧弘前藩山林法

⑱ 弘前藩抱山制度と入会地 (郷土史うとう 第二十五巻二十五頁)「同一文書ではないが、青森県

史にも記載されている。

史にも記載されている。

⑲ 日本林制史資料弘前藩四二三―四二五頁

⑳ 日本林制史資料弘前藩四二六―四三二頁

㉑ 日本林制史資料弘前藩四七五―四七六頁

(諸山御仕向之趣)

一空地之由ニテ申出無之仕立置相庇盛木ニ付

抱山ニ被仰仕度旨申出候ハバ爾後方出念見方

之上差障モ無之植付ニ相成候分ハ抱山ニ被仰

付候様可申上候事又指付ニ疑敷自然生ニ見候
乎或ハ指山ニテハ差障有之分者見届仕立山ニ
可被仰付候事又水立余リ不足之分ハ指山ニ難
被仰候事併シ是指付可致場所モ無之分ハ見分
之模様ニ寄リ指山ニ被仰付候事トカ又見届仕
立山被仰付候ト沙汰申上候事

又水立不足ニテ此上是指付場所所有之分ハ一圓
指付之処ニテ指山ニ被仰付候様可申上候事

（旧弘前藩山林法、仕立山指山免届山抜方心
得）

（弘前藩土史うとう集二十五卷二十五頁）

（弘前藩指山制度と入会地）

四、入会林野地と野火

すでにこれまで農民の林野地に依存することの
大なることを述べて来たに就てあるが、この入会林
野地利用に対する農民の意識を見たいと思う。即
ち彼らがその毛上を採取する入会林野地を如何に
して管理、保護、使用して来たかである。

さて農民の方は、入会林野地たる株場、草地、

林地を生産的なものとして、生活の資として維持
して行くためには、野山に野火入れをやる必要が
あつた。

所で野火に対する藩の態度を知りうる最初の資
料として、前掲の寛永六年に信牧と百沢寺の共同
で出された禁令である。

結果山林辺野火時者坊中村中者共相集可被申付事
右條々百沢寺并脇坊為衆徒中堅法度旨可有法書

寛永六年己巳首夏廿七日 信牧

百沢寺

とある如く隣寺に野火を行うことを禁じているの
である。

更に元禄年間には

一在マニ而野火付儀堅無用ニ可申付旨菊池四郎

左衛門申渡之

今日於御城申渡趣左記之

兼而申付候通野火付候儀堅御停止之寺猶以銘

々家味山江參候節野火付候儀者勿論火打道具

一切持参間敷旨組支配中江急度可被申付者也

とあるが、何故に藩でこのような厳重なる禁止策

をとっているのであろうか。それは草地に狭く官山、森林等に火の移り山火等の起ることを防ぐためであり、又野火に対する認識不足からではなからうか。

然るにこのように厳重に禁止されているにもかかわらず、草地を生産的なものとして維持していくために依然として野火を行っているのである。即ち元禄年間には細毛焼と称して早春に山元農民が草地と森林の間に防火線を作り、草地に野火入れをしていたのである。元禄十四年、那奉行野宮理右衛門、藤田彌兵衛寛書で、「野火は近年堅く法度玄仰付けられ火打道具を管理し、野山に番所を立て管理している。しかし毎々枯草が重なり、膏草の生育が悪くなり、田畑のこやし、馬草等刈取りに都合が悪い、徳園に於いてはそれでもよからうが、御園口、草、小柴よりこやしに使うもの亦なく、已期の地味が薄くなり、作中に支障を期すので、御立山、御立林の附近を天候を見て細毛焼と云うものをして来、野火が起つても御立林等に火が移らないようにしているが、これを如何に

すればよからうかと伺っているのであるが、これに対する回答に「野火付候儀堅禁用可仕候」と野火の禁止をしているのである。

これよりすると農民は御林の近所の自分たちの採草地を生産的なものに維持していくために、先ず御林等森林に対して火の入れないよう細毛焼をして、その結果自分たちの採草地に火入れをしようとしていたことが知れるのであるが、これも公には認められず禁止されているのである。しかしこの禁止令で野火入れの事全く守られたとは思われず、毎々野火を行っているのである。

しかし藩に於いても野火に対する或る程度の認識と農民の絶えざる野火入れに対して、許容の態度に至るのである。

一 那奉行より野火焼立之儀左之通、野火焼場所
三百一ヶ所望永三戌八月十日被仰付候五拾三
ヶ所 去暮食議之上番除焼不守候貳百四十八
ヶ所 野火焼候。

かくの如く藩側では野火焼の場所を指定して、これに野火入れすることを承認するに至るのであ

る。

更に享保三年に至りては、山方吟味役毛内十兵衛、木村忠右衛門、三上清左衛門が、雪が少し残っている時に火入れをすれば、山火事にもならな
いととして野火焼の季節を通達することになっている。
更に享保九年には、野山の又の野火焼は、山役人の立会いを要せざるまでに至っているのである。
こは即ち野火の有用性に付いて認識を深めたためである。又農民の絶えざる努力の結果であるとも懸わらる。

所が未だ野火入れの出来ない場所もあり、山林に火の移ることもあり、安永八年に至りては、野火について厳査して是れ、更に寛政七年正月にも野火禁制の取締方厳査しているのである。かくの如き再び野火に對する統制の強化を圖っているのである。所がこのような厳重な禁制にもか、わらず、文化年間には、岸焼を行ひ草地と森林との境地に防火線を作り、草地に野火入れをしていた。すでにこの時には「諸組練草岸焼元帳」を作り、岸焼を行っているのである。しかしこの岸焼もこ

れを認めるに至り、その他の野火の又を、取り締まるに至った。

岸焼元帳ハ是迄之迄守代役附漆之上風向見合焼
通儀様表外野火付候者捕らへ申出候者ニ増御褒
美被下置儀事 文化七年 山奉行

文化年間に至りては、草地の野火に對する認識も深まり、林場等の野火の三年に一度行ふことも命じている。

林場生立不宣候旨申出ニ寄リ場所向敷相立候テ
野火入知仰村候へ共毎々野火入候テハ終ニハ柴
立ニ相成候向林場モ三々年ニ一度宅野火入致候
儀

以上野火について考察した訳であるが、野火に對する藩の態度は、藩政前期頃までは、徹底的に禁止の立場を取り、宝永、享保年間に至りて緩和策をとっているのである。然るに寛政年間に至りて再び野火について禁止を若干強化しているのである。かくの如く兎て来るならば、津輕藩に於いては、野火に關しては一貫した禁制の態度を取っているのである。所が藩直轄の牧場に於いては、

野火入れを行っていることが見えていたのである。かくの如き事を考へると、藩で野火を禁じていることを如何に考へればよいであろうか。その一つの理由としては、森林地へ火の移ることを防ぐためであろうと思われる。その二は

野山之内野火入跡申立無之畑内蔭付候儀前々々
堅御意留御侍止被仰付候迄近來ハ野山計ニモ無
御座御本山諸木立之内ニ而茂隈ニ燒拂畑物蔭付
候藪向々有支旨相聞(後略)

とある即ち野火入跡地に畑物を蔭くことを禁じて置るのであり、「農民の身代は秣よりあがるなりと昔よりの伝えなり」と。秣場の確保を期し、農民の入会地を減少させることなく、採草臺を増大させて、生産をあげようとしたためと思われる。すでに文化年間に至りては、前述した如く蘆荻を農民に割り渡し、採草地の増加を圖っているのである。

さてこのような嚴重なる野火に對する某令にかかわらず、農民がこれを初期の細毛焼とか後期の岸焼とか、承認されない不法な野火を何故に敢て

て行ったのであろうか。

その一として、草畑、秣場を生産的なものとして維持していくためであろう。これは藩に於いても幕政後期に至りて、十分認め、その場所を指定したり、季節の通達をして山火等を防ぎ野火入れをせんとしていたことからわかる。

その二として、農民が山を積極的に保護、管理、經營しようとした点にあると思われる。即ち森林を自己のものとして利用、管理し、岸焼、細毛焼によつて森林地に火の入ることを防ごうとしたためである。更には、自分たちの森林でなくても、万一失火のあつた時は、消火のため山下村民が駆り出されるので、その労役を避けるためにもあつたろう。

その三は、森林地と草地を判然と區別するところ。これは、牧野改良の唯一の手袋であると共に、叔匱して置く自然林がほびこり、長年の間に官地と化して、自然林がほびこり、これを區別するため細毛焼、岸焼等を行ったのであろう。すでに江戸時代に於いては、入会地盤に向する明確なる所有

意識が存すと云うよりは、毛上採取の場として立入りを許された支配圏として意識されていたらしいが、⁽⁹⁾直接の藩経営林は暫くおくとしても、それ以外の自分たちの保護、管理する山村を私有山と考へる思想が登場して来ると思われる。

以上考察したように農民が野火禁令に頑強に反抗して来たと言ふことは、いかに彼らにとつて重要な土地であつたかが知られるのである。

註

- ①元禄三年日記（日本林制史資料弘前藩）
- ②元禄七年日記（同掲書）
- ③元禄十四年日記（日本林制史資料弘前藩）
- ④旧弘前藩山林法 日本林制史資料中に度々禁令の出されていることから分る。
- ⑤享保三年日記（日本林制史資料弘前藩）
- ⑥享保三年日記（前掲書）
- ⑦享保九年日記（前掲書）
- ⑧安永八年日記（前掲書）
- ⑨寛政九年日記（前掲書）

(1) 前掲書 五二六一—五二八頁

(2) 旧弘前藩山林法

(3) 前掲書

(4) 正徳三年日記（日本林制史資料弘前藩）

(5) 享保十三年日記（前掲書）

(6) 「津輕耕稼論」より

古島敏雄著 日本林野制度の研究

(7) 宮下利三 「岩木山麓の採草地について」

(8) 戒能道孝 「八会の研究」

結語

津輕藩に於ける林政とその農用入会地との關係について考察して来ると、以上をまとめると、⁽¹⁾江戶時代の初期頃に於いては、何れの藩に於いても木萩の需要が多く、山林の荒廃を招き、津輕藩も又その例外でなかつた。かくの如き状態からして、山林野に対して、藩が直接経営、管理、保護に任じ、又種々の制限を加えた。即ち信政以来から新田鹿野が進むにつれて人口が増加し、用益

其野水減少し、及村に農耕に必要なも上の採取量が増大するなど、又凶作時の救山の解決と荒廃、藩政改の木株依存等による山林の後退を防ぎ、用益林増大に意を用いた。

さて林政回復のため至暦年向に至りて、信山を農民の管理に任せ（これは見継山制度である）、そのも上を採取させ、これをを用益林野地として利用させて山林の回復を図つた。所が急速に盛山とならぬので、明知八年に坵山の町村有、個人有を認るるに至り、私有山の形成となるのである。

この制度は効果があつたやうで翌年には坵山が鏡太と申請されているのである。

次に安永八年には山下見継を三人組制度に基いて管理させ、豪族等商にマヤ変換し、山見継制度が究極とれて来た。これら一連の政策は連荘藩政の基本的政策であると思われる。而る一定の制限の下に農民の利己心に訴へて林産の増産確保を図り、高利殖産過程に於いて、農民の殖産努力を奨励しての入会利用態を奨励し、農業生産を奨励しようと思つたものである。又これらは

当時の藩に於いて、自力で山林を經營するだけの技術を資本もなかつたことを示している。

(一)津整藩に於ける林野地主入りは、寛永六年即ち一七世紀初頭までは比較的自由であつたが、以後制限が加えられ、享保十二年に至りて、自由に立ち入りができるようになった。藩に於いては採草地の確保に当り、その拡大に努力している。農民も又これらの林野地主生産的なものとするため、又は自分たちの林野地主生産確保するため、兼令を侵して野火入火している。このことは今日でも広大な入会利用態、部落有地を残している原因ともなつていふと思われる。

(二)岩木山麓の見継利用よりして見継山は入会利用であることは殆どかである。

更に坵山についてみると明知度の町村有坵山に於いては、村中の坵山として村民の共同收益地として使用していたと思われ、少なくとも村中坵山は入会制であると思われる。